

第2章 景観形成の目標と基本方針

1 景観形成の理念と目標

本市の景観特性と課題を踏まえ、今ある景観の価値を失うことなく、さらに魅力的な景観を形成していくため、景観形成の基本理念と基本目標を定め、共有化を図ります。

(1) 基本理念

炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり
～人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる～

本市には、有明海や三池山、甘木山等の自然景観、三池港の工場群や宮原坑跡等の工場景観、炭鉱景観、社寺や古墳等の歴史景観など、多様な景観があります。これらは、先人から受け継いできた大切な宝であり、これらを守り、創り、育て、未来の人々へ渡していくことは、今ここで暮らしている私たち一人ひとりの役目です。

そこで、市民・事業者・行政が各々の役割を担いながら、「炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり」を目指して「人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる」ことを本市の景観形成の基本理念に掲げます。

(2) 基本目標

上記基本理念に基づき本市の良好な景観の形成に向けて、次の3つの基本目標掲げます。

1) まちの骨格となる景観を守り、創り、育てる

まちの骨格がわかりやすく、伝えやすい景観は、市民や来訪者に懐かしさや安心感を与えます。そのため、市東部に連なる丘陵性山地、有明海、河川沿いや干拓の農地、まとまりのある工場群、低中層を基調とした住宅地など、地域特性のある景観を守り、創り、育てていきます。

2) 地区の特徴や魅力を高める景観を守り、創り、育てる

緑が多い、まちなみに統一感がある、きれいに清掃されているなど、魅力のある地区景観は、市の都市づくりの戦略や協力しながら暮らしている住民の姿、事業者の景観形成への関心などを表しています。そこで、地区の特徴や魅力を一層高めていくために、都市の顔として紹介できる景観や住み続けたいような景観を守り、創り、育てていきます。

3) 宝となる景観資源を守り、創り、育てる

景観資源は、私たちの共有財産です。宝となる景観資源の多いまちは、市民の心を豊かにし、地域経済活動の活性化に寄与します。そのため、本市の多様な景観資源の存在や価値を知り、学び、大切に手入れをしながら、守り、創り、育てていきます。

(3) 基本姿勢

本市の特性に応じた良好な景観を守り、創り、育てていくための基本姿勢を次のように定めます。

守る

良好な景観は、地域の自然や歴史・文化に根ざした生活環境を人々がきちんと手入れし使いこなしていることによって形づくられます。市民をはじめ様々な団体との協力のもと、自然環境への負荷や急激な変化を抑制しつつ、維持・管理の行き届いたまちづくりを進めることが良好な景観の基礎になると考えます。

そのため、地域固有の伝統行事等を継承するとともに、里山や市街地内の緑地、水辺等、暮らしに関わりの深い場所の維持・保全に取り組みます。

創る

良好な景観には、現在の私たちの暮らしから生まれ、新たな景観資源として将来に引き継がれていくものもあります。国道 208 号の無電柱化、ケヤキ並木、イルミネーション等は、行政が基盤を創り、地域がにぎわいを創ることで本市の代表的な景観となっており、このような魅力ある景観を創っていくことが重要と考えます。

そのため、都市の持続的な発展や地域ブランドの確立、市民生活の質の向上等に結びつく景観整備を効果的、重点的に推進していきます。

育てる

良好な景観は、本市のまちづくりに関わる一人ひとりの行動から始まります。本市の自然や歴史・文化を学び、今ある景観の価値に気づき、将来に引き継いでいこうという思いを共有することが景観まちづくりの第一歩と考えます。

そのため、身近な生活環境の清掃活動や地域活動に積極的に参画する人、私たちの暮らしとともに息づく景観資源を周知・継承する人を育てるとともに、自発的、継続的に活動できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

2 景観形成の基本方針

基本目標を実現するために、景観形成の基本方針を次のように定めます。

(1) まちの骨格となる景観を守り、創り、育てるために

全市域を地形や土地利用状況等に沿って区分し、骨格の特性に応じた景観の保全・形成を目指します。

○山並みと農業・集落地の景観形成

山並み、丘陵地の樹園地や田園、農村集落は、一連の景観として保全していきます。そのため、山の稜線を阻害しないような配慮や、自然の緑と調和するような景観形成を目指します。

○住宅系市街地の景観形成

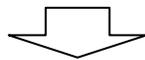
低中層の落ち着いた住宅地の景観を保全・創出していきます。そのため、緑の豊かなまちなみづくりや、低中層の住宅地に圧迫感を与えないようなまちなみづくりに配慮した景観形成を目指します。

○商業系市街地の景観形成

にぎわいの中にも秩序が感じられる商業業務施設のまちなみ景観を保全・創出していきます。そのため、連続性のあるまちなみづくりや、歩いて楽しいまちなみづくりなどに配慮した景観形成を目指します。

○工業地の景観形成

炭鉱産業とともに発展し、形成されてきた工業地景観を保全するとともに、新たな産業施設立地に合わせ、まとまりの感じられる工業地景観を創出していきます。そのため、工業地としての統一感や発展性を感じさせる明るいイメージのある景観形成を目指します。



大規模な建築物等がまちの骨格となる景観に悪影響を与えないよう、建築物等の形態・意匠・色彩などについて緩やかなルールを定めます。

⇒ 『第3章 景観計画区域の景観形成』へ

(2) 地区の特徴や魅力を高める景観を守り、創り、育てるために

既に特徴的な景観形成に取り組んでいる地区や、今後取り組みを検討していく地区を積極的に景観の向上を図る地区として位置づけ、地区の特性に応じた個性ある景観形成を目指します。そのため、景観形成のテーマや方針は、地区ごとに定めていきます。

○都市の顔となる地区の景観形成

駅周辺やインターチェンジ周辺等の都市の玄関となる場所や、産業や観光等の拠点となる場所の地区景観を創出・育成していきます。

○景観資源と一体となった地区の景観形成

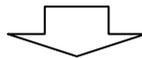
歴史的な建造物やシンボリックな緑がある地区や、並木道や商店街等の魅力的な通り景観のある地区などにおいて、景観資源と一体となった良好な景観を保全・育成していきます。

○良好な住宅地・農村集落の景観形成

緑の多い戸建て住宅団地や伝統的な素材や色彩を受け継いでいる集落地、これから統一感のあるまちなみを目指す地区などにおいて、良好な住宅地・集落地景観を保全・育成していきます。

○大規模な土地利用転換等を行う地区の景観形成

都市政策上の新規の開発地や、産業構造の変化などに伴う大規模な土地利用変換を行う地区等において、計画的な地区景観を創出していきます。



必要に応じて「景観形成重点地区」の指定を行い、地区の魅力を高めるようなきめ細かなルールを定めることができますようにします。

⇒ 『第4章 景観形成重点地区の景観形成』へ

(3) 宝となる景観資源を守り、創り、育てるために

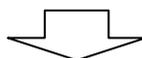
景観資源のうち、本市の特徴を語るうえで欠かせないものや、それらを結ぶルートなどを位置づけ、各々の景観資源を活かすような景観形成を目指します。また、本市の景観資源を守り活かすための仕組みづくりを進めます。

○景観上重要な建造物や樹木の保全・活用

先人から受け継いできた景観資源のうち、特に本市の自然や歴史などを語るうえで欠かせないものについては、重点的に保全・活用していきます。また、これから創造する建造物等が、将来、本市の大切な景観資源となりうることを意識して景観形成を進めていきます。

○景観上重要な公共施設の景観整備

道路、河川、公園などの公共施設は、施設そのものが景観資源であったり、景観資源を結ぶ役割を果たしたりしていることから、特に重要な公共施設を位置づけ、良好な景観の形成のお手本となる整備を目指します。



重要な建造物や樹木を指定するとともに、景観形成上重要となる公共施設の整備に関する事項を定めます。

⇒ 『第5章 景観資源等の活用に関する事項』へ

○景観資源に気づく取り組みの推進

形ある景観資源だけではなく、祭りや伝統行事を含むすべての景観資源の歴史的背景や人の暮らしとの関わりについて、市民や来訪者等にわかりやすく伝えることにより、本市の景観資源に気づくような取り組みを進め、景観への意識や関心を高めていきます。

○身近な取り組みの実践と連携の強化

地域で取り組まれている美化活動など、市民・事業者・行政が、それぞれ景観形成について身近にできることからはじめ、徐々に連携の輪を広げていくことを目指し、各主体が相互に支え合う体制を整えていきます。



市民・事業者・行政の役割及び協働で取り組んでいく推進施策、推進体制を定めます。

⇒ 『第6章 景観形成の推進について』へ

3 景観計画の区域

本市は、まちの背景に山並みがあり、前面に有明海が開けていることから、市街地景観と自然景観は一体の景観であり、これらを分けて考えることはできません。また、様々な景観資源は全市的に分布しているため、これらを活かした景観形成を総合的に推進していくためには、市全域を対象とする必要があります。

したがって、景観計画の区域は、市全域とします。

また、景観は市域を超えて見渡せるとともに、有明海の干潟や干拓の農地など、広域的に共通する景観特性を有していることから、周辺市町と連携した景観形成にも配慮します。

図 景観計画の区域

